

令和5年6月8日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人大阪府医師会

令和5年5月8日以降の外来における診療報酬上の主な特例について

令和5年4月7日付けでご連絡いたしました「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」に関して、令和5年5月8日以降の外来における診療報酬上の主な特例について、下記のとおり取りまとめましたので、ご参考までに、お知らせいたします。

なお、「医科診療行為マスター」は、厚生労働省の「診療報酬情報提供サービス」から閲覧できます。

<https://shinryohoshu.mhlw.go.jp/shinryohoshu/searchMenu/doSearchInputSp>



また、更新日ごとに掲載される「医科診療行為の改定分マスター」は、支払基金のホームページ「医科診療行為マスター」から閲覧できます。

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/kihonmasta_01.html



つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和5年5月8日以降の外来における診療報酬上の主な特例について

	診療内容	医科診療行為マスターの 省略名称	点数	診療行為 コード
1	電話や情報通信機器を用いた診療 (初診)(令和5年7月末で終了)	初診料(文書による紹介がない患者の場合) (初減)(特例)	214	111016150
2	電話や情報通信機器を用いた診療 (再診)(令和5年7月末で終了)	電話等再診料(特例)	73	112026750
3	電話や情報通信機器を用いた診療 (一般病床数200以上の病院) (令和5年7月末で終了)	外来診療料(特例)	74	112026850
4	外来対応医療機関(A型)における 院内トリージ実施料の特例(8 月末までにA型に移行する場合も 算定可:院内掲示が必要)	院内トリージ実施料(特例)	300	113045350
5	4の要件を満たさず、感染予防策 を講じた医療機関において算定	特定疾患療養管理料(100床未満の病院) (特例)	147	113045450
6	コロナ患者への療養指導 (家庭内の感染防止や重症化した 場合の対応等の療養上の指導:指 導内容を診療録に記載すること。)	特定疾患療養管理料(100床未満・療養指 導)(特例)	147	113045550
7	慢性疾患を有する定期受診患者の 診療(電話や情報通信機器を用い た診療)	慢性疾患等の診療(特例)	147	113045650
8	コロナ患者の入院調整を行った場 合(入院先医療機関に診療情報を 添付して紹介し、「診療情報提供料 (1)」を算定した場合)	救急医療管理加算1(入院調整)(特例)	950	113045850
9	8について乳幼児に算定した場合	乳幼児加算(外来診療・往診等)(特例)	400	180070570
10	8について小児に算定した場合	小児加算(外来診療・往診等)(特例)	200	180070670
11	コロナ罹患後3か月経過後、2か 月以上症状が持続する患者に対す る診療(大阪府が公表する医療機 関が対象)	特定疾患療養管理料(100床未満・罹患後 症状持続)(特例)	147	113045950
12	コロナ患者に対する緊急往診を実 施した場合またはコロナ患者に対 する継続的な診療の必要性を認め て訪問診療を実施した場合	救急医療管理加算1(緊急の往診等)(特例)	950	180070050
13	コロナ患者に対して在宅酸素療法 指導管理を行った場合(新型コロ ナウイルス感染症に係る対応であ る旨及び在宅酸素療法が必要と判 断した医学的根拠を診療報酬明細 書の摘要欄に記載する。)	在宅酸素療法指導管理料(その他)(特例)	2400	114055550

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001